

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 BLP-Network（以下「この法人」という。）の倫理規程第6条第2項に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象者）

この規程は、この法人の役員に対して適用する。

第3条（助成事業における利益相反に関する手続）

- 1 この法人の役員は、利益相反防止のため、原則として、別紙「利益相反に該当する事項」を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で申告するものとする。
- 2 この法人の役員は、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係することによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）、事前に代表理事に書面で申告するものとする。
- 3 この法人の役員は、その就任後、新たにこの法人と業務上の関係にある他の団体等の役職員（取締役、監査役、理事、監事、従業員等を含む。）に就任する場合、事前に代表理事に書面で申告するものとする。
- 4 代表理事が前三項に係る申告を行う場合には、当該代表理事を除く理事に対してこれを行うものとする。
- 5 第3項乃至第5項の規定に基づく申告を受けた代表理事又は理事は、申告内容の確認を行った上、申告を行った理事を除く理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。
- 6 この法人の役員は、毎年3月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表理事に書面にて自己申告するものとする。

第4条（法令上の利益相反に関する手続）

- 1 この法人の役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - ① 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - ② 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
 - ③ この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
- 3 前各項は、類型的にこの法人に損害を及ぼすおそれがない場合及び定型取引については適用されないものとする。

第5条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、理事長の判断により修正することができるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。

別紙

- (1) 支援対象団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「支援対象団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 支援対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「支援対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、支援対象団体等から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 支援対象団体等から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 支援対象団体等から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 支援対象団体等から供応接待を受けること。
- (6) 支援対象団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 支援対象団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 支援対象団体等をして、第三者に対し前第 2 号から第 7 号に掲げる行為をさせること。

以上